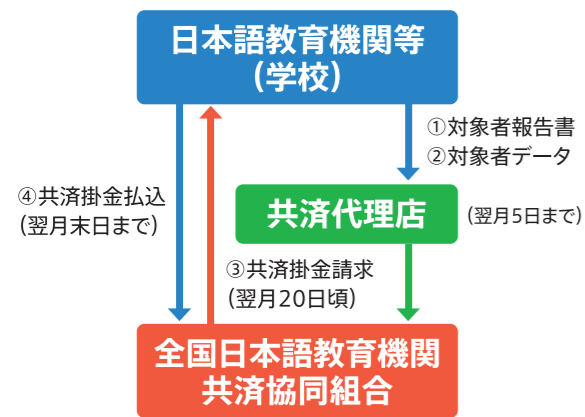


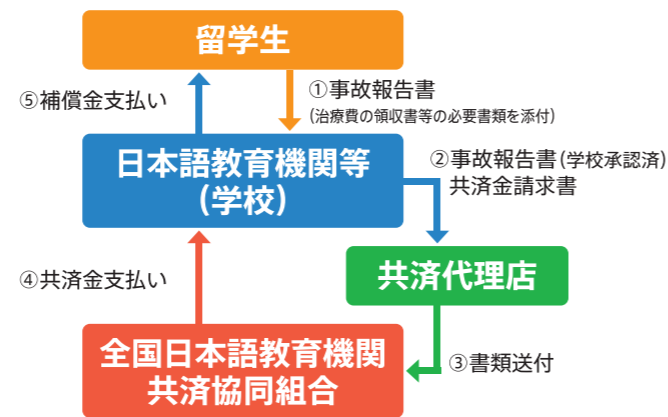
共済の仕組み

▶留学生加入時のフロー



- ①当月加入対象となる留学生について、当組合所定の「対象者報告書」に必要事項を記入し、翌月5日までに共済代理店に提出します。
- ②当月加入対象となる留学生に関するデータを作成(当組合所定のフォーマット)し、翌月5日までに共済代理店に提出します。
- ③当組合より、報告された内容に基づき、翌月20日頃に共済掛金請求書を学校にお送りします。
- ④共済掛金請求書に基づき共済掛金を翌月末日までに当組合に払い込みます。

▶事故発生時のフロー



- ①留学生は、事故や病気が発生したら、所定の「事故報告書」により学校に報告します。
 - ②学校で「事故報告書」の内容を確認・承認のうえ、当組合所定の「共済金請求書」に必要事項を記入し、「事故報告書」やその他の必要書類とともに共済代理店に送付します。
 - ③共済代理店で書類を確認のうえ、当組合に送付します。
 - ④当組合にて共済金請求書類を審査したうえで、共済金を学校に支払います。
 - ⑤学校より留学生に補償金を支払います。
- ※当組合に対して支払指図することにより、当組合より留学生に直接共済金を支払うことも可能です。

例えばこんな時に安心!

CASE 1 ケガをした

傷害治療費用

道路で転んで腕を骨折し病院で治療を受け、合計19,000円を治療費として支払った。

治療費用として
16,000円をお支払い

治療費として19,000円を認定し、治療費用補償金として、免責額3,000円を差し引いた16,000円をお支払い。



CASE 3 ケガを負わせた

個人賠償責任補償

自転車で走行中に他人に衝突し大ケガを負わせ、治療費や入院中の休業補償等で300万円を請求された。

損害賠償金として
2,997,000円をお支払い

免責額3,000円を差し引いてお支払い。



CASE 2 カゼをひいた

疾病治療費用

インフルエンザにかかり、病院で診察を受け薬をもらい、合計5,000円を支払った。

治療費用として
2,000円をお支払い

治療費として5,000円を認定し、治療費用補償金として、免責額3,000円を差し引いた2,000円をお支払い。



CASE 4 入院で両親が来日

救援者費用

ガンのため1ヶ月程入院することとなり、両親を日本に呼び、その旅費や滞在費等で合計486,000円かかった。

救援者費用として
486,000円をお支払い

救援者費用補償金として、486,000円をお支払い。
※旅費については3名限度、宿泊費については1人・1泊2万円(14泊限度)、またその他雑費については合計で5万円が限度となります。



留学生補償制度 履行費用共済



全国日本語教育機関共済協同組合とは

生活環境の異なる日本で、留学生が病気、事故等で治療を受ける事例も少なくなく、日本語教育機関としては、単なる日本語の教育だけでなく、留学生が安心して日本語の習得に専念できるサービスの提供が必要です。全国日本語教育機関共済協同組合は、そのように留学生が安心して日本語を学べる環境を提供したいと願う日本語教育機関等により、相互扶助の精神に基づき共済事業を運営する団体です。

当組合の組合員の資格

- (1) 出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関等、またはこれらを運営する事業者であること。
- (2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

全国日本語教育機関共済協同組合

「留学生補償制度履行費用共済」

<組合員> (共済契約者、被共済者)

日本語学校A

日本語学校B

留学生 留学生 留学生

留学生補償制度

留学生 留学生 留学生

留学生補償制度

「留学生補償制度履行費用共済」とは…?

この共済は、当組合の組合員である日本語教育機関等を共済契約者および被共済者として、日本語教育機関等が、留学生(対象者)のケガや病気、留学生が他人に対して損害賠償責任を負担することになった場合等に備える「留学生補償制度」を運営する費用を補償するものです。

日本国内において留学生に生じた事故に対して、日本語教育機関等が留学生補償規定に基づいて費用を負担した場合に、共済金を支払います。

※「留学生補償規定」:日本語教育機関等と留学生との間で留学生補償制度の内容を定めた約定をいい、共済契約締結時に当組合に提出していただきます。

※「留学生補償制度」:日本語教育機関等が、留学生が傷害または疾病等を被った場合等に備えて実施する補償制度をいいます。

■共済掛金(留学生1人あたり)

1. スタンダードプラン

	コース名称	共済掛金
新規加入	6ヶ月コース	5,000円
	9ヶ月コース	7,500円
	12ヶ月コース	10,000円
延長	3ヶ月コース	2,500円

2. 短期プラン…健康保険に加入できない短期学生が対象

コース名称	共済掛金
1ヶ月コース	1,300円
2ヶ月コース	2,600円
3ヶ月コース	3,900円



「留学生補償制度(標準)」の概要

1. 補償額

補償種類	傷害死亡補償	後遺障害補償	疾病死亡補償	治療費用補償※ (1事故・1疾病につき)	賠償責任補償※ (1事故につき)	救護者費用補償 (1補償期間につき)
補償額	200万円	200万円限度	200万円	50万円限度	3,000万円限度	100万円限度

※1事故につき、3,000円の免責金額があります

2. 補償金が支払われる場合

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 傷害死亡補償
留学生が補償期間中に傷害を被り、180日以内に死亡した場合に支払います。</p> <p>(2) 後遺障害補償
留学生が補償期間中に傷害を被り、180日以内に所定の後遺障害が生じた場合に支払います。</p> <p>(3) 疾病死亡補償
留学生が補償期間中に発病した疾病を原因として補償期間中に日本国内で死亡した場合に支払います。</p> <p>(4) 治療費用補償
留学生が補償期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の結果として、医師の治療を必要とした場合は、次に掲げる費用のうち国民健康保険等の公的保険制度の対象となり、かつ、被共済者が現実に治療のために支出した金額から免責金額(1事故または1疾病につき3,000円)を差し引いた額を支払います。但し、傷害の原因となった事故の発生の日または疾病について医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。</p> | <p>① 医師の診察費、処置費および手術費</p> <p>② 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</p> <p>③ X線検査費、諸検査費および手術室費</p> <p>④ 病院または診療所へ入院した場合の入院費</p> <p>(5) 賠償責任補償
留学生が補償期間中に偶然な事故により他人の財物を損壊したり、他人にケガをさせて法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に支払います。ただし、1事故につき、3,000円の免責金額があります。</p> <p>(6) 救護者費用補償
留学生が補償期間中に病気またはケガにより、死亡または危篤状態となった場合および5日以上継続した入院した場合等に、留学生の親族等が負担した渡航費用等に対して支払います。</p> <p>※補償期間は、留学生が日本語教育機関等に在学中の期間となります。</p> |
|---|---|

3. 補償金が支払われない主な場合

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 傷害死亡補償・後遺障害補償・治療費用補償(傷害)</p> <p>① 留学生または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>② 留学生の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 留学生が無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故</p> <p>④ 留学生の脳疾患、心喪失による事故</p> <p>⑤ 留学生の出産、早産または流産</p> <p>⑥ 補償金を支払うべき治療以外の外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 留学生に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為は支払対象となります。</p> <p>⑨ 放射線照射、放射能汚染</p> <p>⑩ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑪ 他覚症状のないむちうち症・腰痛</p> <p>⑫ 日本国外で生じた事故</p> <p>(2) 疾病死亡補償・治療費用補償(疾病)</p> <p>① 補償金を支払うべき傷害に起因する疾病</p> <p>② 妊娠・出産、早産または流産に起因する疾病</p> <p>③ 歯科疾病</p> <p>④ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山中に発病した高山病</p> <p>⑤ 先天性免疫不全症候群(エイズ)</p> <p>⑥ 責任開始前に発病した疾病またはこれらと因果関係が認められる疾病</p> <p>⑦ 厚生労働省が難病指定し、国庫補助の対象としている疾病</p> <p>⑧ 他覚症状のないむちうち症・腰痛</p> | <p>(3) 賠償責任補償</p> <p>① 留学生の故意によって生じた損害賠償責任</p> <p>② 留学生の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害賠償責任</p> <p>③ 留学生の職務遂行またはアルバイト業務に直接起因する損害賠償責任</p> <p>④ 専ら留学生の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 留学生の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥ 留学生と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑦ 留学生が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑧ 留学生の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任</p> <p>⑩ 留学生の使用人が留学生の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>⑫ 日本国外で生じた事故による損害賠償責任</p> <p>(4) 救護者費用補償</p> <p>① 留学生または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>② 留学生の犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為、その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>④ 留学生が無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故</p> <p>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥ 日本国外で生じた事故</p> |
|--|--|